

平成28年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月11日（月） 午後4時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（22名）

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資
15番	大中 弘毅	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	21番	永利 春雄
22番	草場 小夜子	23番	久光 悟

5. 会議に欠席した委員（1名）

20番 柳 文子

6. 会議に出席した事務局職員（4名）

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお
柳 委員 より欠席届が出ています。よって、平成28年4月小郡市
農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただ
ちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いした
ところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いい
たします。

〔日程第1 議事録署名委員の指名〕

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、22番 草場小夜子 委員、23番 久光^{さとる} 悟 委
員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第
3条の規定による許可申請について5件を議題といたしたいと思いま
すが、番号3は永利春雄委員の案件、番号5は能塚委員の案件でござい
ます。

農業委員会等に関する法律において、農業委員会の委員は、自己又は
同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与す
ることは出来ないとされておりますので、永利春雄委員、能塚委員につ
きましては退席していただきますようお願いします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につい
て、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は福童の田7筆です。経営
規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に、1ページから2ページの番号2は山隈の畑5筆です。経営規模
拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に、番号3は干潟地内の畑1筆です。経営規模拡大のため売買され
るものです。

(価格、場所の説明)

次に、番号4は小郡地内の畑1筆です。兄弟間の贈与でございます。

(図面で場所の説明)

議案書の3ページをご覧ください。番号5は福童地内の農地2筆です。
経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、永利春雄委員、能塚委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、上西鯉坂地内の田1筆です。一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は西鉄端間駅からおおむね500メートル以内で第2種農地に該当します。代替地検討もされており、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

次に、番号2は、大崎地内の畑3筆です。一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地と第3種農地が混在する区域に該当しますが、集落に接続して住宅を建築される計画となっており、代替地の検討もなされているため、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

なお、番号1と番号2につきましては、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は上西鯨坂地区内の田1筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は八坂地内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

次に番号3は下西鯨坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転3件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は下西鯉坂地区内の田1筆です。農業者年金受給のため、親子間の利用権を設定するものです。先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願い

いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 つぎに議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 2件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の7ページをお願いします。それでは議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号1は津古地内で農振農用地区内の畑1筆です。貸駐車場に使用するため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

申請地は、概ね500m以内に複数の医療施設が有り、また前面道路に上下水道が埋設していることから第3種農地に該当するので、原則農地転用ができます。先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

次に番号2は二森地内で農振農用地区内の畑1筆です。歯科医院の建設のため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

申請地は、概ね500m以内に複数の医療施設が有り、また前面道路に上下水道が埋設していることから第3種農地に該当するので、原則農地転用ができます。先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてでございますが、事務局からの説明を受け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認し市に報告いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出29件につきまして報告いたします。今回件数が多いことから地区名など省略させていただきます。

番号1は借手の変更による合意解約です。

次に、番号2は売買のための合意解約です。

次に、議案書の9ページの番号3、番号4は借手の変更による合意解約です。

次に、番号5は売買のための合意解約です。

次に、議案書の10ページの番号6は売買のための合意解約です。

次に、番号7は自作のための合意解約です。

次に、議案書の11ページの番号8は売買のための合意解約です。

次に、番号9は借手の変更及び売買のための合意解約です。

次に、議案書の12ページの番号10は期間借地から通年借地へ変更するための合意解約です。

次に、11番は借手の変更による合意解約です。

次に、議案書の12ページの番号12は貸借期間の調整のための合意解約です。

次に、番号13は借手の変更による合意解約です。

次に、議案書の14ページの番号14から20ページの番号29は借手の変更による合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告いたします。

番号1は敷地の拡張のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転

用届出について、6件の報告いたします。

番号1、番号2は宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の23ページの番号3は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に、番号4は建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の24ページの番号5は建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に、番号6は宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして4月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年4月11日(月) 午後4時40分閉会